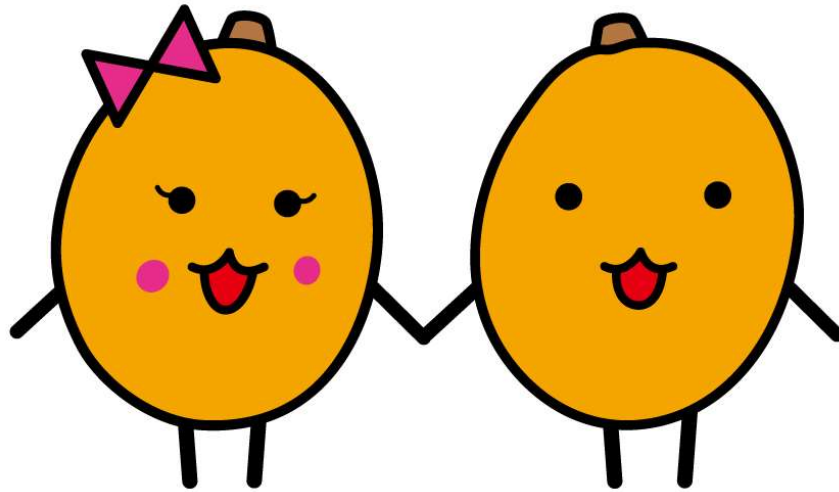


令和6年4月改定

しょう ひと ひと とち い しゃかい
障 がいのある人もない人も共に生きる社会をめざして

おかがきまちしょうがいしゃさべつかいしょうじょうれい
岡垣町障がい者差別解消条例

おかがきまちしょう りゆう さべつ かいしょう すいしん かん じょうれい
(正式名：岡垣町 障 がいを理由とする差別の解 消の推 進に関する条 例)



岡垣町イメージキャラクター
♥びわりん&びわすけ★

おかがきまちしょう しゃさべつかいしょうじょうれい
岡垣町 障 がい者差別解消条例とは？

へいせい ねん がつ せこう しょうがいしゃさべつかいしょうほう ふ しょう りゆう
平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」を踏まえ、障 がいを理由とする
さべつ かいしょう すいしん しょう う む だれ たが そんなちよう あ ささ
差別の解消を推進し、障 がいの有無にかかわらず、誰もがお互いに尊重し合い、支
えあいながら暮らせるまちになることをめざ へいせい ねん がつ せいてい
して、平成31年3月に制定しました。

じょうれい しょう りゆう さべつ かいしょう む まち せきむ じぎょうしゃ ちょうみん
条例では、障 がいを理由とする差別の解消に向けた町の責務、事業者、町 民の
やくわり さだ
役割などを定めています。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう かいせい ともな れいわ ねん がつ にち じぎょうしゃ ごうりてきはいりよ
障害者差別解消法の改正に伴い、令和6年4月1日から事業者にも合理的配慮
ていきよう ぎむ か
の提供が義務化されています。



しょう ひと しょうれいだい しょう 障がいのある人とは？ 条例第2条（1）



しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう はつたつしょう なんびょう ところ からだ
身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病など、心や体
のはたらきにしょう ひと しょう しゃかい なか
のほたらきに障がいのある人で、障がいや社会の中にあるバリアによって、
にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ そうどう せいげん う ひと しょうがいしゃてちょう も
日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人のことです。障害者手帳を持っ
ているひと
ていする人のことだけではありません。

しゃかいてきしょうへき しょうれいだい しょう 社会的障壁とは？ 条例第2条（2）

しょう ひと にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな うえ さまた
障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で妨げとなるようなものをい
います。

1. しゃかい じぶつ つうこう りよう しせつ せつび
社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
2. せいど りよう せいど
制度（利用しにくい制度など）
3. かんこう しょう ひと せんざい いしき かんしゅう ぶんか
慣行（障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など）
4. かんねん しょう たい かんが かた
観念（障がいに対する考え方など）
5. へんけん しょう ひと こんきよ ひていてき せんにゆうかん いしき
偏見（障がいのある人への根拠のない否定的な先入観、意識など）

しょう りゆう さべつ しょうれいだい しょう 障がいを理由とする差別とは？ 条例第2条

しょうれい しょう りゆう さべつ ふとう さべつてきとりあつか ぎょうりてきはいりよ
条例では、障がいを理由とする差別を「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮
をしないこと」と定義しており、差別の解消に向けて次のことを定めています。

ふとう さべつてき とりあつか 不当な差別的取扱い	なんびと 何人も	おこな 行ってはならない（ <u>禁止</u> ）
ぎょうりてきはいりよ 合理的配慮	まち 町・ じぎょうしゃ※ 事業者	しななければならない（ <u>義務</u> ）

※令和6年4月1日から、事業者の合理的配慮が義務化されました。

ふとう さべつてきとりあつか しょうれいだい しょう 不当な差別的取扱いとは？ 条例第2条（5）

せいどう りゆう しょう ていきょう きよひ
正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サ
ービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障がいのある人に
じょうけん
条件をつけることなどです。

1. れい ほんにん むし かいじょしゃ しえんしゃ つ そ ひと
例1 本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけ
に話しかける。
2. れい しんたいしょう しゃほじょけん もうどうけん どうはん りゆう
例2 身体障がい者補助犬（盲導犬など）の同伴を理由に
バス、タクシーの乗車やお店に入るのを拒否する。



合理的配慮とは？ 条例第2条（3）

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに個別に調整などをする事です。障がいの種類や程度によって必要な配慮は違います。

まずは、障がいについて正しく理解することが大切です。



視覚障がい

まったく見えない人と視力が弱い人がいますが、見え方はひとりひとり違います。

配慮例 「こちら」ではなく「2歩前」など、位置関係を分かりやすく伝える。

聴覚障がい

まったく聞こえない人と聞こえにくい人がいます。コミュニケーション方法は、手話、筆談、口話などさまざまです。

配慮例 目で見て分かる方法で意思疎通を行う（マスクを外す、筆談するなど）。

肢体不自由

手足や胴の部分に障がいがあり、移動などの日常の動作に困難があります。

配慮例 本人の意思を確認しながら代筆や代行を行う。同じ目線で話す。

知的障がい

生活や学習面で現れる知的な働きや発達が同じ年齢の人と比べてゆっくりしています。複雑な会話や読み書きが苦手です。

配慮例 優しい態度、分かりやすい言葉で接する。絵や身振りで意思疎通を図る。

難病

原因不明で治療方法が確立されていない病気で、長期の療養が必要です。痛みや脱力感など外見では分かりにくい症状があったり、日によって症状の変化が大きかったりします。

配慮例 症状に応じた対応を心がける。

言語障がい

言葉や文字の意味を理解したり伝えたいことを言葉や文字で表現したりするのが難しい言語機能障がいと、声を出すのが難しい音声機能障がいがあります。

配慮例 ゆっくり話を聞く。分かりやすい言葉で話しかける。スマートフォンや筆談で意思疎通を図る。

内部障がい

心臓や腎臓など体の内部に障がいがあり、疲れやすかったり、トイレに不自由したりします。外見から分からないため、周りの人から理解してもらいにくい障がいです。

配慮例 障がいのない人はバリアフリートイレを長時間利用しない。

精神障がい

さまざまな精神疾患により日常生活や社会生活のしづらさを抱えています。早期発見と適切な治療の継続により、症状が安定し回復へ向かう病気です。誤解や偏見の対象となりやすいです。

配慮例 無理な励ましをしないなど、穏やかな対応を心がける。

発達障がい

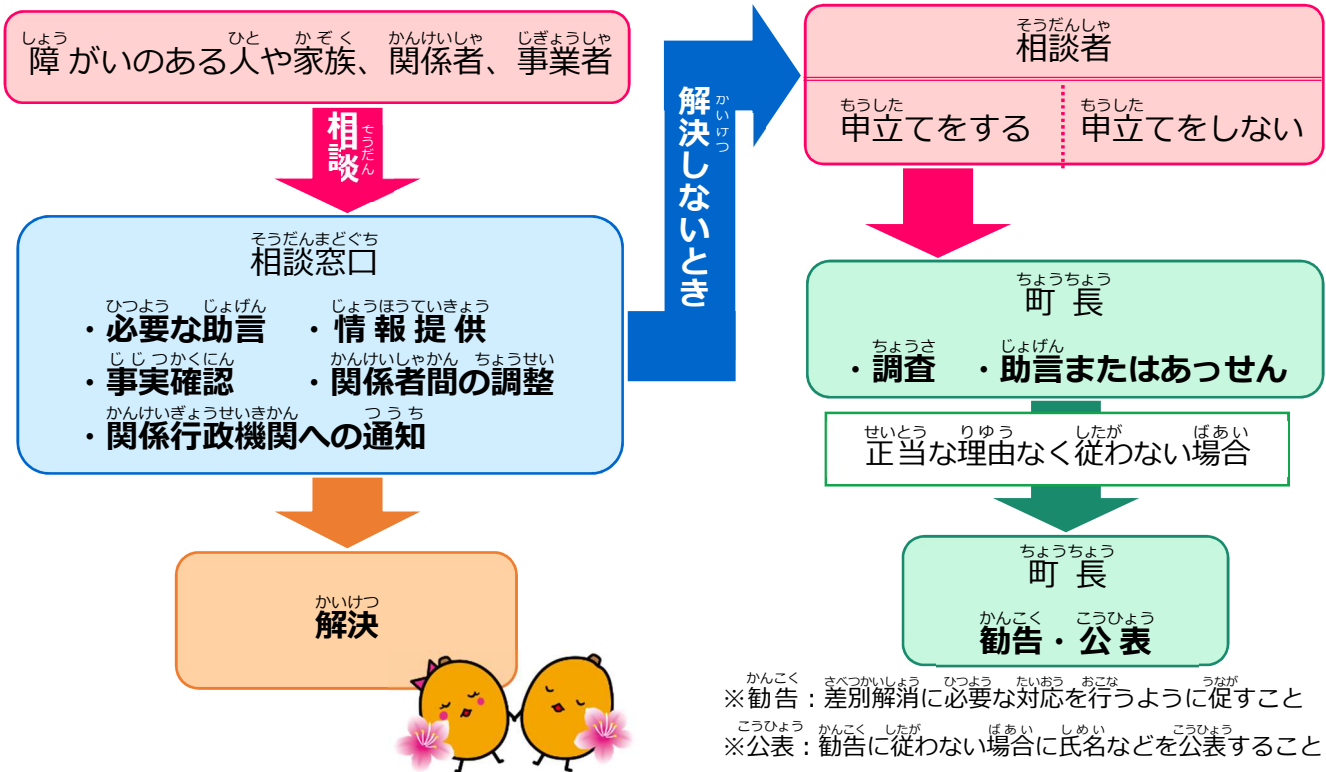
脳の働きの障がいです。こだわりが強い、じっとしてられないなど、特性はさまざまですが、優れた能力が発揮されている場合もあります。

配慮例 絵や文字などを交えて、具体的な表現で、ゆっくり分かりやすく伝える。

※ 重複障がいのある人など、実際の状況は一人一人違います。

相談から解決までのイメージ

条例第14～18条



困ったときは？ 条例第9条、10条

障がいを理由とする差別に関する相談窓口を設置しています。

【相談窓口】

- 岡垣町役場福祉課 (093-282-1211)
- 岡垣町障がい者相談センター (093-282-5167)
- 岡垣町東部障がい者相談センター (093-282-5103)



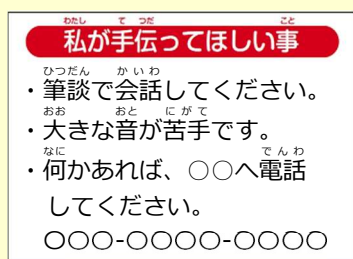
▲役場にメールで相談できます

ご存知ですか？ヘルプカード・ヘルプマーク

支援や配慮を必要としている人が、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に配慮や支援を必要としていることを知らせるカードやマークです。特に、一見、障がい者とは分からない人が周囲に支援や配慮を求める際に有効です。カードやマークの裏面には、その人が手伝って欲しいことが書かれています。提示されたら、必要な支援をしましょう。



カード（おもて）



カード（うら）



マーク（おもて・うら）

【配布場所】 役場福祉課、健康づくり課、町内の障がい福祉相談支援事業所

※県HPからも印刷可能